



安全衛生

あれこれ

32

増田労働衛生コンサルタント事務所
所長 増田稔久

誤飲事故を防ごう！

「安全は 急がず焦らず」

今年も7月1日より全国安全週間が始まりました。今回のス

ローガン「安全は 急がず焦らず」は、シンプルに安全の心構えを訴えています。事業者、管理者、労働者はそれぞれの立場で、リスク調査とその低減対策を基に、作業計画を立て、作業手順に沿った作業を急がず焦らず怠らずに行うことが求められています。

さて、昨年の東海3県の死亡災害発生状況を整理しました(別掲1)。

特徴として、全国的に死亡者数が増加する中、愛知は半減し、岐阜は倍増して憂慮すべき事態

となりました。また、被災者の高齢者(60歳以上)が占める割

(別掲1)

1. 愛知・岐阜・三重県・全国の死亡災害被災者数

	令和3年	令和2年	令和元年
愛知	26人	50人	45人
岐阜	26人	11人	10人
三重	17人	18人	14人
全国	867人	802人	845人

2. 令和3年の死亡者数における高齢者の内数

	60歳代	70歳代	80歳代	合計
愛知	4人	6人	1人	11人
岐阜	7人	8人	1人	16人
三重	2人	4人		6人

労働局のホームページから引用

合が高くなっており、特に岐阜が顕著でした。今後もこの傾向は続くと考えられ、高齢者に対しては「エイジフレンドリーガイドライン」(令和2年公表)を踏まえ、身体機能の変化に配慮した作業を本人の理解の下「急がず焦らず怠らず」に行わせることが重要です。

ところで、7月は熱中症対策の「重点取組期間」で、水分等の補給が重要です。ここで気になったのは、消毒薬の誤飲事故です。報道によると、5月7日山梨県高校総合体育大会での競

歩レース中、給水ポイントに誤って消毒薬が入ったコップが置かれ、複数の選手が消毒薬を口にも出した。担当者が持ち出した倉庫に保管されていたペットボトル3本のうち1本に消毒薬が紛れ込んでいたのです。被災者は幸い大事には至らず、後日に再レースが行われました。

この事故で思い出したのが、厚労省化学物質調査課長が発した通達「液状薬剤の誤飲による災害防止について」(平成16年1月23日付け基安化発第0123001号)です。当時、空容

器のペットボトルに移し替えた消毒剤、有機溶剤等の液状薬剤を労働者が飲料と誤認して飲み、急性薬物中毒となる災害が相次いで発生したため通達が出されたのです。対策と示された事項は別掲2のとおりです。通達には災害事例が併せて紹介されているので、タイトルで検索してご覧ください。

熱中症対策として飲料を取る機会も多くなる中、コロナ対策として身近に消毒溶液も置かれています。誤飲を防止しなければなりません。

(別掲2)

〈液状薬剤の誤飲による災害防止について〉

- 1、飲料用の空容器(ペットボトル)を液状薬剤の小分け容器に使用しないこと。
- 2、液状薬剤の容器は、小分け用のものについても他のものとの誤認のおそれのない専用容器とし、容器に内容物、有害性、取扱上の注意事項等を明確に表示すること。
なお、表示に関して法的根拠等の詳細は、「化学物質対策に関するQ&A(ラベル・SDS関係)」を検索してください。
- 3、液状薬剤等と飲料とは、保管場所を別にすること。(同じ冷蔵庫に入れない等)